選挙運動用自動車使用証明書

（選挙運動用自動車使用　個別契約方式自動車借入れ）

令和７年　　月　　日

令和７年１０月５日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名

次のとおり、選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 自動車借入れ業者等の氏名又は名称及び住所  並びに法人にあってはその代表者の氏名 | |  | | |
| 車種及び自動車登録番号  又は車両番号 | 借入期間 | | 借入金額 | 備考 |
|  | 令和７年　　月　　日～  令和７年　　月　　日 | | 円 |  |

備考

１　この証明書は、候補者が使用の実績に基づいて自動車借入業者等ごとに作成し、自動車借入業者等に交付してください。

２　自動車借入業者等が江田島市に支払を請求する場合は、当該使用証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、自動車借入業者等は江田島市に支払を請求することができません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき、１日当たり１６,１００円です。

５　同一の日において、一括契約方式及び個別契約方式のいずれもの契約が締結された場合には、公費負担の対象となる契約は候補者の指定する一の契約に限られますので、指定する一の契約のみを記載してください。

６　同一の日において、２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となる選挙運動用自動車は候補者の指定する１台に限られますので、指定する１台のみを記載してください。

７　５の指定する契約以外の契約及び６の指定する選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、江田島市に支払を請求することができません。